

東京都保健医療計画

6か年の計画

- 東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」
- 現行計画は平成25年度から平成29年度までであり、平成30年3月に改定予定。改定に向けて、保健医療計画推進協議会や改定部会等で検討。

○ 5 疾病・5 事業、在宅療養の取組 等

《現行の東京都保健医療計画(平成25年3月改定)目次より》

- 第2部 各論
- 第1章 患者中心の医療体制の充実
  - 第1節 都民の視点に立った医療情報の提供
  - 第2節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上
  - 第3節 疾病・事業ごとの医療連携体制の取組
    - 1 がん医療の取組
    - 2 脳卒中医療の取組
    - 3 急性心筋梗塞医療の取組
    - 4 糖尿病医療の取組
    - 5 精神疾患医療の取組
    - 6 救急医療の取組
- 7 災害医療の取組
- 8 へき地医療の取組
- 9 周産期医療の取組
- 10 小児医療の取組
- 第4節 在宅療養の取組
- 第5節 リハビリテーション医療の取組
- 第6節 医療安全対策の推進
- 第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実
  - 第1節 保健・医療・福祉の連携
  - 第2節 健康づくりの推進
  - ⋮

例えば、  
 (目標1)救急医療体制を再構築する  
 (目標2)救急車の適正利用を図る  
 (目標3)救急搬送時間の短縮を図る

大きな取組の方向性を示す

具体的な事業計画として各基本目標に紐づく

東京都地域医療構想

2025年を見据えた計画

- 構想区域ごとに厚生労働省令で定める計算式により算定された
  - 病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量
  - 将来の居宅等における医療の必要量



- 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

＜4つの基本目標とあるべき医療提供体制の実現に向けた取組＞

I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展

＜取組の方向性＞

- 医療提供体制の充実
- 情報提供の推進
- 医療機関間の連携強化
- キャリアアップ支援

具体的な事業計画の推進と見直しの積み重ねにより、4つの基本目標を達成し、グランドデザインを実現

II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築

＜取組の方向性＞

- 救急医療の充実  
身近な地域で誰もが適切に救急医療を受けられるよう、限られた資源を有効に活用した取組の推進が必要
- 医療連携の強化
- 在宅移行支援の充実
- 災害時医療体制の強化

III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実

＜取組の方向性＞

- 予防・健康づくり
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及
- 在宅療養生活の支援
- 看取りまでの支援

IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

＜取組の方向性＞

- 高度医療・先進的な医療を担う人材の確保・育成
- 地域医療を担う人材の確保・育成
- 在宅療養を支える人材の確保・育成
- ライフステージに応じた勤務環境の実現

誰もが質の高い医療を受けられ安心して暮らせる『東京』

○ その他の記載事項

- 保健医療圏
- 基準病床数
- 病床に関する情報の提供 など